

議第46号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1」を「京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町296番地」に改める。

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第7項中「京都市上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町296番地」を「京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番地の1」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市発達障害者支援センターの位置を変更する必要があるので提案する。